

令和4年4月から

養育費の確保を支援します

長岡市は、ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取ることができるように、養育費の確保に対する支援を行います。

<対象者（共通）> ※以下の①～④のすべてに該当する者

- ① 長岡市内に居住し、交付申請時にひとり親等である者
- ② 児童扶養手当の支給を受けている者又は同様の所得水準にある者
- ③ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ④ 養育費の取決めのための経費、保証料等を負担した者

<対象となる経費>

※令和4年4月1日以降に費用を負担した分から

(1) 養育費に関する債務名義取得費用

対象となる経費

- ① 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ② 家庭裁判所の調停申し立て又は、裁判に要する収入印紙代
- ③ 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ④ 連絡用の郵便切手代

Q 債務名義とは何ですか？

A 公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等のことです。

★養育費の取決めが守られない場合、強制執行の手続きができます。
※公正証書の場合は、その旨の記載が必要です。

(2) 養育費の取決めのための弁護士への相談費用等

対象となる経費

- ① 養育費の取決めのための弁護士への相談費用
- ② 公正証書作成等にかかる各種手続きを弁護士、行政書士等が行うための経費

(3) 養育費の保証契約の保証料

対象となる経費

保証会社と養育費保証契約（契約期間1年以上）を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担した費用

（裏面あり）

<補助金額>

◎ 経費の合計額（5万円を上限）の1／2（最大2万5千円）

※（1）～（3）のいずれの場合も、過去に補助金を受けている場合は対象になりません。

<申請に必要な書類>

- ① 補助金の対象となる費用の領収書の写し
- ② 養育費の取決めを交わした文書（公正証書、審判書等）の写し
（文書がない場合、理由書をご記入いただきます。）
- ③ 補助対象が「養育費の保証契約の保証料」の場合は、保証会社と締結した養育費保証契約書（契約期間が1年以上のもの）の写し
- ④ 児童扶養手当を受給している人は、児童扶養手当証書の写し
- ⑤ 児童扶養手当を受給していない人は、以下のもの
 - ・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本
 - ・申請者の前年の所得のわかる証明書等

<申請の期限>

◎ 対象費用を負担した日の属する年度末（3月31日）

※ 上記期限までの申請が難しい方は、担当にご相談ください。

（お問い合わせ先）

長岡市福祉保健部生活支援課ひとり親支援担当
住所：長岡市大手通1丁目4番地10
電話：0258-39-2338
mail：seikatu@city.nagaoka.lg.jp
お問い合わせ時間：平日8：30～17：15